

## 令和6年第9回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和6年12月9日(月)午前10時

2 場 所 朝霞市役所 大会議室(奥)

### 3 出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

### 4 説明のための出席者

学校教育部長	小島孝之
生涯学習部長	奥山雄三郎
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	小笠原ミツエ
学校教育部参事兼教育管理課長	小石川知治
生涯学習部参事兼中央公民館長	堀川政昭
教育指導課長	横瀬修克
学校給食課長	長谷修
文化財課長	藤原真吾
図書館長	増田潔

### 5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 市長からの意見聴取
- (4) そ の 他
- (5) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

(別紙)

◎ 市長からの意見聴取

議案第74号 工事請負契約の締結について

議案第75号 令和6年度(2024年度)朝霞市一般会計補正予算(第9号)〈教育委員会関係分〉について

議案第76号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号

工事請負契約の締結について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた工事請負契約の締結に同意することについて議決を求める。

令和6年12月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

## 工事請負契約の締結について

朝霞第十小学校大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 朝霞第十小学校大規模改修工事                               |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市大字溝沼828番地の1                               |
| 3 | 請負契約金   | 417,128,000円（税抜）                             |
| 4 | 工 事 概 要 | 朝霞第十小学校の大規模改修工事                              |
| 5 | 請負契約者   | 埼玉県ふじみ野市大原1丁目5番3号<br>株式会社中原工業<br>代表取締役 中原 郁夫 |
| 6 | 契約の方法   | 一般競争入札                                       |

工事請負契約の締結について

学校教育部教育総務課

1 内容

朝霞第十小学校大規模改修工事に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の予定価格1億5千万円以上の工事に該当するために本議案を提出するものです。

2 概要

(1) 施設整備工事

朝霞第十小学校大規模改修工事

(2) 契約概要

契約金額	417,128,000円(税抜)
契約方法	一般競争入札
入札日	令和6年11月27日
工期	令和9年2月19日まで
相手方	埼玉県ふじみ野市大原1丁目5番3号 株式会社中原工業 代表取締役 中原 郁夫

(3) 予定価格(設計価格)及び落札率

予定価格	453,400,000円(税抜)
設計価格	453,400,000円(税抜)
落札率	92.00%

議案第75号

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第9号）  
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第9号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和6年12月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算（第9号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 出 （款10 教育費）

（単位：千円）

項01 教育総務費

目02 事務局費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
給料	148,724	2,460	151,184	一般職給
職員手当等	108,597	3,041	111,638	・地域手当 293 ・時間外勤務手当 74 ・期末手当 1,335 ・勤勉手当 1,252 ・特別職期末手当 87
共済費	102,244	581	102,825	・社会保険料負担金 27 ・埼玉県市町村職員共済組合負担金 504 ・埼玉県公立学校職員共済組合負担金 50

項02 小学校費

目01 学校管理費

＜小学校運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	3,773	71	3,844	会計年度任用職員 ・期末手当 35 ・勤勉手当 36

＜小学校図書整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	3,060	53	3,113	会計年度任用職員 ・期末手当 26 ・勤勉手当 27

項02 小学校費

目04 特別支援学級費

＜小学校特別支援学級事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	4,063	86	4,149	会計年度任用職員 ・期末手当 43 ・勤勉手当 43

項03 中学校費

目01 学校管理費

＜中学校運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説 明
職員手当等	1,618	29	1,647	会計年度任用職員 ・期末手当 14 ・勤勉手当 15

<中学校図書整備事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,614	34	1,648	会計年度任用職員 ・期末手当 17 ・勤勉手当 17

<中学校特別支援学級事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,710	45	1,755	会計年度任用職員 ・期末手当 23 ・勤勉手当 22

項01 教育総務費 目02 教育管理費

<就学・学齢簿整備事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	382	10	392	会計年度任用職員 ・期末手当 5 ・勤勉手当 5

<第五中学校活性化対策事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	15,384	189	15,573	会計年度任用職員
職員手当等	8,758	153	8,911	会計年度任用職員 ・地域手当 22 ・期末手当 70 ・勤勉手当 61

項04 学校保健費 目01 学校保健費

<児童・生徒・教職員健康管理事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	391	1	392	会計年度任用職員 ・勤勉手当 1

項01 教育総務費 目03 教育指導費

<特色ある学校づくり支援事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	21,760	458	22,218	会計年度任用職員 ・期末手当 229 ・勤勉手当 229

<教育相談事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	10,423	246	10,669	会計年度任用職員 ・期末手当 123 ・勤勉手当 123



<国際理解教育事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	19,657	440	20,097	会計年度任用職員 ・期末手当 220 ・勤勉手当 220

<教育指導支援事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	391	10	401	会計年度任用職員 ・期末手当 5 ・勤勉手当 5

項04 学校保健費 目02 学校給食費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	90,796	799	91,595	一般職給
職員手当等	58,266	1,496	59,762	・地域手当 96 ・期末手当 720 ・勤勉手当 680
共済費	30,155	278	30,433	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<学校給食運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,469	32	1,501	会計年度任用職員 ・期末手当 16 ・勤勉手当 16

項05 社会教育費 目01 生涯学習費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	49,777	1,564	51,341	一般職給
職員手当等	38,818	1,366	40,184	・地域手当 188 ・時間外勤務手当 45 ・期末手当 587 ・勤勉手当 546
共済費	17,192	205	17,397	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<生涯学習啓発推進事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	2,134	52	2,186	会計年度任用職員 ・期末手当 26 ・勤勉手当 26

項06 社会体育費 目01 スポーツ振興費

<スポーツ振興事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,436	36	1,472	会計年度任用職員 ・ 期末手当 18 ・ 勤勉手当 18

項05 社会教育費 目05 公民館費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	75,356	862	76,218	一般職給
職員手当等	50,506	1,159	51,665	・ 地域手当 104 ・ 期末手当 567 ・ 勤勉手当 488
共済費	24,261	203	24,464	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<中央公民館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	957	22	979	会計年度任用職員 ・ 期末手当 11 ・ 勤勉手当 11

<西朝霞公民館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	2,056	55	2,111	会計年度任用職員 ・ 期末手当 28 ・ 勤勉手当 27

<北朝霞公民館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	2,056	40	2,096	会計年度任用職員 ・ 期末手当 20 ・ 勤勉手当 20

<内間木公民館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	2,056	55	2,111	会計年度任用職員 ・ 期末手当 28 ・ 勤勉手当 27

項05 社会教育費

目06 図書館費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	75,926	1,162	77,088	・一般職給
職員手当等	49,004	1,645	50,649	・地域手当 144 ・期末手当 791 ・勤勉手当 710
共済費	24,276	290	24,566	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	7,889	208	8,097	会計年度任用職員 ・期末手当 118 ・勤勉手当 90

<北朝霞分館運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	5,850	127	5,977	会計年度任用職員 ・期末手当 63 ・勤勉手当 64

項05 社会教育費

目03 文化財保護費

<職員人件費>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	51,488	1,119	52,607	一般職給
職員手当等	36,673	1,129	37,802	・地域手当 134 ・期末手当 514 ・勤勉手当 481
共済費	17,220	193	17,413	埼玉県市町村職員共済組合負担金

<旧高橋家住宅管理運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	544	12	556	会計年度任用職員 ・期末手当 6 ・勤勉手当 6

項05 社会教育費

目04 博物館費

<運営事業>

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	604	14	618	会計年度任用職員 ・期末手当 7 ・勤勉手当 7

議案第76号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和6年12月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

## 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 1 提案する理由

令和6年8月8日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改定するため。

## 2 改正内容

## (1) 給料表の改定

給料月額を平均3.130パーセント(9,900円)引き上げる。

## (2) 期末・勤勉手当の改定

令和6年12月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に0.05月分引き上げ、合計0.1月分引き上げる。令和7年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう改める。(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。))については0.05月分の引上げ)

## ①令和6年12月期の期末・勤勉手当を0.1月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員 (特定管理職員以外)	1.225月	1.275月	1.025月	1.075月
特定管理職員 (6級以上)	1.025月	1.075月	1.225月	1.275月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.6875月	0.7125月	0.4875月	0.5125月
再任用職員 (特定管理職員)	0.5875月	0.6125月	0.5875月	0.6125月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が4.50月から4.60月、再任用職員が2.35月から2.40月となる。

- ②令和7年度以降の6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和7年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1.225月	1.275月	1.25月	1.25月
特定管理職員 (6級以上)	1.025月	1.075月	1.05月	1.05月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.6875月	0.7125月	0.700月	0.700月
再任用職員 (特定管理職員)	0.5875月	0.6125月	0.600月	0.600月

【勤勉手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和7年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1.025月	1.075月	1.05月	1.05月
特定管理職員 (6級以上)	1.225月	1.275月	1.25月	1.25月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.4875月	0.5125月	0.500月	0.500月
再任用職員 (特定管理職員)	0.5875月	0.6125月	0.600月	0.600月

3 規定内容

<改正条例第1条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第2条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

#### 4 施行期日等

##### (1) 施行日

公布の日

※ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日

##### (2) 適用日

###### ①給料表の改定

令和6年4月1日に遡及して適用する。

###### ②令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和6年12月1日に遡及して適用する。

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>



(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した  
日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月  
額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100  
分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得  
た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前  
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (特定管  
理職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区 分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
定年前再任	1	183,500	230,000	261,300	287,300	335,000	373,400	415,600	465,500										
再任用短時勤務	2	184,600	231,500	262,300	288,900	336,900	376,000	418,000	468,600										
再任用短時勤務以外	3	185,800	233,000	263,300	290,400	338,700	378,300	420,500	471,600										
の職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	340,500	380,500	422,900	474,600										
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	342,200	382,400	424,800	477,600										
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	343,900	384,700	426,900	480,600										
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	345,500	386,800	429,000	483,600										
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	347,200	388,800	431,200	486,700										

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した  
日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月  
額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100  
分の102.5 (特定管理職員にあっては、100分の122.5) を乗じて得  
た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前  
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 (特定管  
理職員にあっては、100分の58.75) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区 分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	
定年前再任	1	162,100	208,000	240,900	271,600	323,100	365,500	410,300	459,900										
再任用短時勤務	2	163,200	209,700	242,400	273,200	325,300	368,100	412,700	463,000										
再任用短時勤務以外	3	164,400	211,400	243,800	274,700	327,500	370,500	415,200	466,000										
の職員	4	165,500	212,900	245,200	276,300	329,500	372,900	417,600	469,000										
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	331,500	374,800	419,500	472,000										
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	333,500	377,300	421,600	475,000										
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	335,400	379,600	423,700	478,000										
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	337,300	382,100	425,900	481,100										

9	170,900	221,100	252,000	284,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	383,800	428,600	463,600	523,600

9	194,500	242,000	269,300	298,800	348,800	390,800	433,100	489,400
10	196,200	243,400	270,300	300,300	350,500	393,100	435,200	492,500
11	197,800	244,800	271,300	301,800	352,100	395,300	437,300	495,500
12	199,400	246,200	272,300	303,200	353,700	397,500	439,200	498,600
13	201,000	247,400	273,300	304,600	355,200	399,700	440,900	501,300
14	202,700	248,600	274,300	305,700	356,900	402,000	442,700	503,600
15	204,400	249,800	275,300	306,700	358,500	404,200	444,600	505,900
16	206,100	251,000	276,400	307,900	360,100	406,500	446,500	508,200
17	207,400	252,100	277,400	309,100	361,700	408,300	448,300	510,200
18	209,000	253,200	278,700	310,700	363,500	410,200	450,100	511,600
19	210,600	254,300	280,000	312,300	365,000	412,100	451,900	513,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	366,600	413,900	453,600	514,500
21	213,600	256,400	282,500	315,400	368,000	415,700	455,400	515,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	369,600	417,500	456,900	517,100
23	216,800	258,400	285,000	318,600	371,200	419,300	458,300	518,600
24	218,400	259,400	286,200	320,200	372,700	421,100	459,800	520,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	374,600	422,700	461,200	521,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	380,200	427,200	465,000	524,700
29	225,600	263,900	292,400	328,000	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	388,500	433,700	468,800	529,200

34	209,300	253,300	287,500	329,600	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	404,100	445,300		

34	231,100	267,800	297,800	336,100	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	408,700	450,000		

59	233,300	278,100	324,500	364,700	404,445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	404,700,445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	405,000,446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	410,900

59	247,900	285,400	328,600	369,000	409,000,450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	409,300,450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	409,500,450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	415,300

84	246,000	292,900	339,800	378,300	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		

84	255,400	296,500	343,800	382,400	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		

109	300,500	349,500							
110	300,900	349,900							
111	301,300	350,200							
112	301,600	350,500							
113	301,800	351,000							
114	302,000								
115	302,300								
116	302,700								
117	302,900								
118	303,100								
119	303,400								
120	303,700								
121	304,100								
122	304,300								
123	304,600								
124	304,900								
125	305,200								
	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)
	188,700	216,200	256,200	275,600	316,200	358,000	391,200	442,400	

定年並年任  
用按基労働  
務職員

109	303,800	353,200							
110	304,200	353,600							
111	304,600	353,900							
112	304,900	354,200							
113	305,100	354,700							
114	305,300								
115	305,600								
116	306,000								
117	306,200								
118	306,400								
119	306,700								
120	307,000								
121	307,400								
122	307,600								
123	307,900								
124	308,200								
125	308,500								
	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)	基準給 料月額 (円)
	192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000	

定年並年任  
用按基労働  
務職員

第2条関係

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>

<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定管理職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25 (特定管理職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--



朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	380,200	427,200	465,000	524,700

29	225,600	263,900	292,400	328,000	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300				
87	256,300	297,400	344,900	383,700				
88	256,600	297,700	345,300	384,100				

89	256,900	298,000	345,600	384,500					
90	257,200	298,300	346,000	385,000					
91	257,500	298,600	346,400	385,400					
92	257,800	299,000	346,800	385,800					
93	258,100	299,200	347,000	386,100					
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)
	192,000	219,500	260,000	279,700	320,600	362,700	396,200	448,000	

第2条 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の朝霞市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定 令和6年4月1日

(2) 改正後の給与条例第16条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定 令和6年12月1日

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の朝霞市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第77号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和6年12月9日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和6年12月1日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正内容

期末手当について、令和6年12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、現行4.50月である年間の支給月数を4.60月とし、令和7年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

(1) 令和6年12月期の期末手当を0.1月分引き上げる。

	6月期	12月期	年間支給月数
現 行 (令和6年度)	2.250月	2.250月	4.500月
改正後 (令和6年度)	2.250月	2.350月	4.600月

(2) 令和7年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	6月期	12月期	年間支給月数
改正後 (令和6年度)	2.250月	2.350月	4.600月
令和7年度以降	2.300月	2.300月	4.600月

2 施行日等

(1) 施行日

公布の日 (※ 令和7年度以降の期末手当は、令和7年4月1日)

(2) 適用日

令和6年12月期の期末手当の改定は、令和6年12月1日に遡及して適用する。

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条関係（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>



第3条関係（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第4条関係（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>